

裁 判 所	東京地方裁判所
事 件 番 号	令和3年(ワ)第782号
事 件 名	政党略称異動届出不受理国家賠償請求事件
判決年月日	令和3年9月28日
判 示 事 項	<p>1 中央選挙管理会が、公職選挙法86条の6第5項に基づく政党の略称に異動があったことによる届出を、濫用的な届出であり不適法なものであるとして不受理としたことが、国家賠償法1条1項の適用上違法とはいえないとされた事例</p> <p>2 政党助成法5条3項に基づき、政党の略称として、公職選挙法86条の6の規定に基づき告示された略称と異なる略称を届け出ることの適否(消極)</p>
判 決 要 旨	<p>1 公職選挙法86条の6第1項に基づき中央選挙管理会に略称を届け出ている原告政党が、同条の6第5項に基づき、同じく略称を届け出ている政党Aの略称である「A'党」という略称を中央選挙管理会に届け出たことは、原告政党がその設立過程において、政党Aに由来するものではないこと、「A'党」が政党Aの略称として広く通用している固有名詞であることからしても、政党Aの略称を冒用する意図で行われたものであり、中央選挙管理会がこのような届出を受理した場合、公職選挙法68条の2第2項、4項により、「A'党」と記載された投票用紙による投票については、有効投票数に応じて按分されることになり、それ自体選挙人の意図しない結果を生じさせるおそれがあり、重大な弊害をもたらすものであることから、権利の濫用であると認められ、中央選挙管理会が、その職務遂行の過程で取得した情報や公職選挙法、政党助成法及び政治資金規正法に基づき届け出ることが義務付けられ、告示された情報という顕著な事実をもとに原告政党の届出が濫用的なものであるとして不受理としたことは、公職選挙法の各規定に照らし適法かつ相当な措置であったから、国家賠償法1条1項の適用上違法とはいえない。</p> <p>2 公職選挙法86条の6第6項の規定に基づいて届け出た略称が告示されている場合、政党助成法5条1項1号の略称は、当該告示された略称を指し、これと異なる略称が記載された政党助成法5条3項に基づく届出は不適法である。</p>
事案の概要	<p>本件は、政党であるXが、<1>中央選挙管理会に対し、公職選挙法(以下「公選法」という。)86条の6第5項に基づき、Xの名称を異動する旨の届出とともに、「X'党」であった略称を政党Aの公選法86条の6に基づく略称と同一である「A'</p>

党」に異動する旨の届出（以下「本件届出1」という。）をしたところ、中央選挙管理会が本件届出1が濫用的な届出であるとして、これを受理しなかったこと及び<2>総務大臣に対し、政党助成法5条3項に基づき、Xの名称の異動とともに、「X'党」であった略称を「A'党」に異動する旨の届出をしたところ、総務大臣がこのうち略称の届出が適法な届出とは認められないと判断したことが、Xの結社の自由を侵害し違法であると主張し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた事案である。

訟務月報

68巻4号